

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、本契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、本契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

2 受託者は、本契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その目的を明示した上で本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、委託者の承諾があるときは、この限りでない。

(安全確保の措置)

第4 受託者は、本契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、本契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受託者は、本契約による事務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、本契約による個人情報を取り扱う業務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(従事者への周知)

第8 受託者は、この事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、本契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと又

は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(事故報告)

第9 受託者は、本契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(調査)

第10 委託者は、受託者が本契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について随時調査することができるものとする。